

1 監査の対象

- (1) 会計室
- (2) 選挙管理委員会事務局

2 監査実施期間 平成 28 年 4 月 15 日から平成 28 年 6 月 2 日まで

3 監査の範囲

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに執行された財務に関する事務等に係る次の項目が適正かつ効率的に行われているかについて監査した。

- (1) 予算の執行
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
- (4) 契約事務
- (5) 財産管理事務
- (6) その他

4 監査の方法

室長及び事務局長以下関係職員の出席のもと、あらかじめ提出を求めた資料により、事務事業の概況について説明を受けるとともに、質問する等により事情聴取を行った。

また、提出された資料と書類・諸帳簿等を主体として照合し、検討を加え、必要に応じ関係職員に質問する等の手法により実施した。

5 監査の結果

監査対象部局ごとに、次に掲げるとおり。

会 計 室

<監査の結果>

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね適正であると認められた。

選挙管理委員会事務局

<監査の結果>

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね適正であると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項及び検討を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、監査執行の際、口頭で留意又は改善を促した。

<是正改善を要する事項>

1 支出事務

物件購入に係る支出事務において、支出負担行為がなされていない例が認められた。

※ 平成27年11月12日に納品されている360円レターパック10枚について、支出負担行為がなされていなかった。

地方自治法

(支出負担行為)

第232条の3 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為(これを支出負担行為という。)は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。

いわき市財務規則

(支出負担行為の手続)

第62条 支出負担行為権者は、支出負担行為をするときは、別段の定めがある場合を除くほか、支出負担行為の内容を示すため、支出負担行為書(第25号様式)を作成しなければならない。支出負担行為をしたのちにおいて、当該支出負担行為の内容を変更し、又はこれを取り消す場合においても、また同様とする。

2 契約事務

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用した随意契約において、随意契約とする合理的理由の記載が不十分な例が認められた。

※ 福島県議会議員一般選挙の開票作業等事務用機器設置・撤去業務委託については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(その性質又は目的が競争入札に適しないもの)の規定を適用し、随意契約の方法により契約締結されている。

随意契約の理由として「当該業者は、当該業務導入当初に他の全ての業者が断り、現在も他に引き受け手がない中で、唯一受託した業者であること。」とされているが、当該業務委託については、平成12年度の業務委託開始以降、他の者の業務履行の可能性について確認が行われていない。

また、「専門的知識と経験を有する人的なサポート体制が整っている業者であり、機器故障の際の復旧作業が短時間で行えること。」とされているが、当該相手方以外では契約の目的が達成できない旨の非代替性について具体的かつ客観的な記載がなされていない。

<参考>

随意契約に関する事務執行のための指針（いわき市財政部契約課） （抜粋）23～27 ページ

(2) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

（中略）

【本号の適用にあたって】

- 「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」は、契約ごとの特殊性や経済的合理性等を客観的・総合的に判断するしかありませんが、業者選定にあたってはその理由を具体的・客観的に示すことが必要となります。
- 判断の基準はおおむね「特定の者と契約しなければ、契約の目的を達成することができないとき」又は「経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要があるとき（この場合、他の業者が受注することで著しく支障がきたすおそれが生じるなど具体的な理由が必要となります。）」のような場合が考えられます。

（中略）

- なお、受注可能な業者が複数存在する場合は競争入札が原則となることから、起工日の前に市の入札参加有資格者名簿の中において他に選定可能な業者がないかどうか十分確認してください。

<意見又は要望とする事項>

若年層の選挙投票率向上への取組みについて

本市の各選挙における直近の投票率については、福島県議会議員選挙45.51%（平成27年11月15日執行）、衆議院議員選挙47.94%（平成26年12月14日執行）、福島県知事選挙37.52%（平成26年10月26日執行）、市長選挙51.13%（平成25年9月8日執行）、参議院議員選挙50.98%（平成25年7月21日執行）、市議会議員選挙50.05%（平成24年9月9日執行）となっており、前回投票率との比較では、福島県議会議員選挙と福島県知事選挙を除いて全て前を下回っている状況にある。また、5歳刻みの年齢階層別投票率では、20歳から24歳までの階層が、全選挙において最も低い結果となっており、直近の各選挙においては、福島県知事選挙が15.05%と最も低く、その他も20%前後の投票率に留まっている。

これらの傾向は本市のみならず、全国や県内の統計においても、各選挙の投票率が前回選挙を下回る結果が多く見受けられる。とりわけ年齢階層が若くなるほど投票率が低くなる状況が続いており、将来を担う若い世代の選挙に対する関心が全国的に薄れていることが顕著に現れており、大いに憂慮すべき事態となっている。

一方で、平成28年の参議院議員選挙から選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたことを受けて実施された、新たに有権者となる18歳から19歳に対する世論調査(※)の結果によると、同選挙に投票へ行く意識があるという回答が56%となっており、現在の20代を中心とした若い世代の有権者と比べ、新たな有権者が選挙に意義を感じ、政治参加に関心を持っていることが窺える。

このような状況のもと、選挙の啓発を担う市選挙管理委員会においては、これまでも小中学生を対象とした出前講座の開催や、県選挙管理委員会・県教育委員会と連携を図りながら高校生を対象とした模擬投票を実施するなど、選挙への意識を育むための取組みを行ってきたところである。

しかし、平成27年11月に文部科学省副大臣の下に設置された「主権者教育の推進に関する検討チーム」の中間まとめ（平成28年3月）によれば、新たに選挙権を有することになる生徒学生に対する取組みや、社会全体で主権者教育を推進する取組みなど、主権者として課題を多面的・多角的に考え、自分の考えを作り、また、主張し説得する力の養成に向けた多様な方策が具体的に示されていることから、市選挙管理委員会としてはこれまでの取組みに加え、教育機関等との連携をより深めながら、将来を担う生徒学生に対し、社会の形成者としての意識の醸成に向けたより一層の取組みが求められる。

選挙は、住民が政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させることのできる最も重要かつ基本的な機会であり、その投票率は住民による政治参加への指標である。新たな有権者が選挙に意義を感じ、政治参加に関心を持っている現状を好機と捉え、それらを一層高められるような効果的な施策を関係機関が一丸となり実施することにより、今後、新たな有権者を含む若い世代の選挙投票率の向上が図られることはもとより、社会参加が促進され、その活力や感性がさらなる本市の発展に繋がることを望むものである。

※世論調査：平成28年6月末までに18歳、19歳になる人を対象とし、県内を含む1,500人を調査（回答率：55.1%） 共同通信社調査